

公 示

法人タクシー事業の許可及び認可等の申請に関する審査基準 における最低車両数の弾力的取扱いについて

法人タクシー事業の許可及び認可等の申請に関する審査基準について（平成14年1月18日近運旅二公示第9号）記1.（4）③について、下記のとおり取扱いを定めたので公示する。

令和5年11月24日

近畿運輸局長 日 笠 弥 三 郎

記

1. 最低車両数の基準により難しいものとして近畿運輸局長が認める地域
申請日時点において、次の（1）～（4）のいずれかに該当する地域であること。
 - （1）過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域
過疎地域については、同法第3条第1項及び第2項、第41条第1項及び第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）、第42条並びに第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含むものとする。
 - （2）法人タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの）を営む事業者の営業所が複数存在しない又は複数存在しないこととなる市町村
 - イ 配置する事業用自動車（道路運送法施行規則第4条第8項第3号に規定するハイヤー及び福祉輸送サービスに使用する事業用自動車を除く。以下同じ。）が5両未満の営業所、休止等により現に車両が存在しない事業者の営業所は、この場合において、営業所の数に含めないこととする。
 - ロ 市町村については、平成16年4月1日以降に市町村合併があった場合には、当該市町村合併前の旧市町村単位で営業所が複数存在しない又は存在しないこととなる場合を含むことができる。
 - （3）本州との間を連絡する道路が整備されていない島しょ部等
 - （4）道路運送法（昭和26年法第183号）に基づく地域公共交通会議等の協議会等で協議が調っている地域

2. 許可等に付す条件

1. の地域において、最低車両数の基準により難しいものとして申請があった場合の、法人タクシー事業の許可等の際には、原則として、以下の条件を付すこととする。

(1) 同一営業区域内において、最低車両数の基準を満たす他の営業所を設置していない事業者

イ 業務の範囲

- ・〇〇営業所については、発地及び着地のいずれもが営業所が存在する〇〇市（市町村名等）の区域外に存する旅客の運送をしてはならない。
- ・最低車両数の特例を適用した趣旨をふまえて、営業所が存在する地域（旧市町村名等）以外を主とした営業をしないこと。

ロ 車体表示

- ・車体には「〇〇市（市町村名等）限定」の表示をすること。

(2) 同一営業区域内において、最低車両数の基準を満たす他の営業所を設置している事業者

最低車両数の基準を満たす営業所において、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを確認し、必要な改善を行うこと。

3. 業務の範囲の取扱い

2. の規定に基づき、条件を付す場合については、以下の取扱いとする。

(1) 原則、申請日時点における市町村（同一の営業区域内に限る。）とするが、最低車両数の基準を満たさないことから、広範な地域の需要に応えることが難しい場合等は、申請により、更に狭い範囲とすることができる。

(2) 営業所に隣接する地域（同一の営業区域内に限る。）が、1. の地域である場合は、申請により、隣接地域に最低車両数を配置した営業所を設置することなく、範囲とすることもできる。

(3) タクシー事業者をはじめとする交通事業者は、地域公共交通の構築に関する議論に積極的に提案・参画し、持続的で利便性の高い交通サービスの実現に協力することが重要であることから、業務の範囲となる地方公共団体の交通部局等と緊密な連携を取って事業を実施すること。

4. 譲渡譲受、合併、分割又は相続の認可

事業継承にあつては、1. ～3. の規定に準ずるものとする。

附 則

1. この公示は、令和5年11月24日以降に申請があったものから適用する。